

11th ラウンド (1999.8.1)

「コーポレート・ガバナンス」・・・(茂木氏)

企業価値の拡大(株主の利益保護)を総論(目的)にして、企業の経営監視機構の充実を各論(手段)として、機関(取締役・監査役)の比較、また国際的な比較、さらにわが国の現状が発表され、ディスカッションが行われました。そして、①株主構成の変化(銀行から機関投資家へ)・株式の持ち合い(安定株主)から株主の利益追及(高配当)へ、②株主による経営改善か株主の売却かの選択、③独自の(企業・国家の)文化に根ざした変革・アメリカからの良いとこどり(執行役員・TOB等)など、「企業統治」は株主に向けたものである必要があるとの、結論を得ました。